

京都市中小事業者の省エネリノベーション支援事業補助金
に係る申請受付等業務の受託候補者選定に関する募集要項

＜募集期間＞

令和7年10月14日（火）～10月30日（木）

受付・問合せ先

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地

TEL：075-222-4555 FAX：075-211-9286

京都市環境政策局地球温暖化対策室（担当：樹山、菊田）

1 委託業務の名称

京都市中小事業者の省エネルギー省エネリノベーション支援事業補助金に係る申請受付等業務

2 委託期間

契約の日の翌日から令和9年3月31日（水）まで

3 委託内容

別紙の仕様書のとおり

4 委託料上限額

30,000千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

（本業務の補助金：200,000千円）

5 応募資格

本募集に応募する資格を有する者（コンソーシアム協定の場合は、幹事企業又は代表者）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 本市の競争入札参加有資格者名簿に登録されている者であること。又は、京都市競争入札等取扱要綱第2条第1項各号に掲げる資格を有すると認められる者であること。
- (2) 公募開始日から選定結果の通知の日までの期間に京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止の期間が含まれていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第25号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (4) 代表者、役員又はその使用人が刑法第96条の6又は第198条に違反する容疑があつたとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者でないこと。
- (5) 法人又はその代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者でないこと。

6 提案書類等の提出

提案書類等の提出は、次の(1)～(5)のとおり行うこととする。

(1) 参加意思確認書

プロポーザルへの参加を希望する者は、令和7年10月27日（月）午後5時までに、参加意思確認書（様式1）をファックス又は電子メールにて提出（印不要）し、電話等で京都市地球温暖化対策室に受信したことを確認すること。

(2) 提案書類等

以下のア～クに示す書類を正本1部、副本4部の合計5部提出すること。

ただし、オの書類については、正本1部のみの提出で可とする。

ア 事業者概要報告書（A 4 用紙、様式自由）

事業者名、所在地、設立年月日、資本金、従業員数、組織図、これからの 1000 年を紡ぐ企業認定や KES 等の環境認証の取得状況を記載すること。

イ 業務実績報告書（A 4 用紙、様式自由）

補助金等の相談及び確認窓口業務を実施した実績等を記入すること。

業務名、事業者名、実績年度、業務概要を記載すること。

ウ 企画提案書（A 4 用紙、任意様式 10 ページ以内（A 4 サイズ両面印刷で 5 枚）

仕様書の「2 業務の内容」について提案すること。提案内容を補足するための参考資料を添付することできる。

なお、一部再委託を行う場合は、再委託内容についても提案書に記載すること（内容によっては一部再委託を承諾しないことがある。）。

※ 企画提案書には、応募者名等は記載しないこと

エ 見積書（様式自由）

「ウ 企画提案書」に記載する内容に基づく見積書とその内訳を作成すること。

オ 参加資格を証明する書類（本市の競争入札参加有資格者でない者のみ）

本市の競争入札参加有資格者でない者は、以下の書類を提出すること。

- ・ 登記簿謄本（履歴事項全部証明） ※ 1
- ・ 印鑑証明書 ※ 1
- ・ 納税証明書（国税等） ※ 1
- ・ 納税証明書（京都市税）該当者のみ ※ 1
- ・ 調査同意書（水道料金・下水道使用料） ※ 2
- ・ 京都市暴力団排除条例に係る誓約書（第 1 号様式） ※ 3

※ 1 申請日前 3 箇月以内に発行のもの、原本（写し不可）

※ 1、2 京都市入札情報館に詳細及び様式を掲載しているため、必ず参照すること。

1 <http://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/sanka/0704/sanka0704.htm>

2 <http://www2.city.kyoto.lg.jp/html/rizai/chodo/sanka/sanka.htm>

※ 3 <https://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/page/0000120713.html>

カ コンソーシアム協定書

複数の事業者による共同提案を行う場合は、当該事業者間におけるコンソーシアム協定書を提出すること。

キ SDGs に資する取組に関する書類

これからの 1000 年を紡ぐ企業認定や、環境マネジメントシステム（ISO14001 や KES 等）の認証を受けている場合は、それを証する書類の写し

ク その他

その他、上記以外に必要な資料等がある場合は、提出すること。

(3) 提出期限

令和 7 年 10 月 30 日（木）午後 5 時 必着

(4) 提出方法・提出先

応募書類は、下記住所に郵送又は直接持参すること。

なお、直接持参する場合は、事前に担当者に連絡すること。

住所：〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

(5) 質問及び回答

本募集要項に関する質問は文書（様式自由）による方法とし、令和7年10月21日（火）午後5時までに電子メールで提出し、メール送付後、電話で担当者に受信を確認すること。全ての質問及び回答については、質問者を特定できる情報を削除したうえで、京都市情報館において、令和7年10月27日（月）午後5時までに公表する。

なお、回答は本募集要項と一体のものであり、同等の効力を有するものとする。

電子メールアドレス：jtco2@city.kyoto.lg.jp

京都市 環境政策局 地球温暖化対策室 樹山 菊田

ホームページ：<https://www.city.kyoto.lg.jp/menu5/category/70-3-1-0-0-0-0-0-0-0.html>

7 提案書に関するヒアリング

必要に応じて、応募書類等の内容についてヒアリングを実施する。その場合、開催時間及び開催場所等の詳細については、別途通知する。

8 受託候補者の決定等

「京都市中小事業者の省エネルギー支援事業補助金に係る申請受付等業務受託候補者選定要項」に基づき、当該業務の受託事業者として最も適した候補者（以下「受託候補者」という。）を選定する。

(1) 評価項目及び評価基準

「京都市中小事業者の省エネルギー支援事業補助金に係る申請受付等業務受託候補者選定委員会」において、各委員が評価基準に基づき、応募者から提出のあった提案書類等について採点したうえで、評価点の総合計が最も高い応募者を受託候補者として選定する（評価基準の詳細については、「京都市中小事業者の省エネルギー支援事業補助金の申請受付等業務受託候補者選定の評価基準」に記載）。

評価基準	評価のポイント
提案内容（40点）	・業務内容を十分に理解した上での企画提案であるか。 ・業務の実施手法は効果的であるか。 ・応募者の特性を生かした独自性があるか。
資料作成能力（5点）	・的確でわかりやすい資料を作成する能力があるか。
実施体制（20点）	・指揮系統が明確であり円滑な業務運営がなされるか。 ・本業務に関する知識の豊富な人員が配置されているか。
業務実績（15点）	・補助金等の相談及び確認窓口業務を実施した業務経験があるか。
市内貢献（5点）	・本市の区域内に本店又は主たる事務所を有しているか。
社会課題解決（5点）	・これからの1000年を紡ぐ企業認定又はKES等の環境認証を取得しているか。
見積金額（10点）	・以下の数式により算出（※小数点以下は切捨て） 評価点＝10点×（応募者中の最低見積金額）／（各応募者の見積金額）

(2) 選定結果通知

選定結果については、書面にて速やかに応募者に通知する。

なお、通知内容に疑義があり、理由の説明を求める場合は、選定結果の通知が届いてから休日を除く5日以内に、京都市環境政策局地球温暖化対策室まで書面にて提出すること。

(2) 選定結果等の公表

受託候補者の選定後に、選定の結果、参加者及び評価点その他の受託候補者を選定した理由が分かる情報を京都市情報館のホームページにおいて公表する。

9 契約に関する基本的事項

(1) 契約金額

契約金額は、本プロポーザルにおける見積額に基づき、受託候補者と協議のうえ決定する。

なお、当該協議において本市が本業務の実施目的に資すると判断した企画提案書に記載された仕様書外の追加提案については、その全部又は一部に係る経費を契約金額に含むことがある。

(2) 契約内容

契約内容は、本プロポーザルにおける仕様書、受託者から提案された企画提案書等の内容に基づき、本市と受託者とが協議のうえ決定する。本プロポーザルにおいて受託候補者自身が提案した内容（仕様書内の提案内容）については、実現を確約したものとみなす。

なお、上記(1)と同様、本市が本業務の実施目的に資すると判断した企画提案書に記載された仕様書外の追加提案については、全部又は一部の項目を契約内容に含むことがあり、その場合には当該項目についても同様とする。

(3) 特記事項

ア 本プロポーザルにおいて受託者が提案した内容（仕様書内の提案内容）の実現に当たり、追加費用及び別途費用が生じた場合は、全て受託者の負担とする。

イ なお、上記(1)及び(2)のなお書きのとおり仕様書外の追加提案の全部又は一部を含む契約を締結する場合は、当該項目の実現に係る追加費用及び別途費用についても同様に扱う。

受託者は、本市の文書による承認を得なければ、契約に係る義務の履行を第三者に委託し（以下「再委託」という。）、契約に係る権利を第三者に譲渡し、又は契約に係る義務を第三者に継承させてはならない。また、再委託の内容が一括再委託に該当すると判断される場合には、本市は再委託について承認しない。

ウ 契約保証金

免除する。

エ 費用の支払い

(ア) 前払い金

契約金額の5割の範囲内で前払い金を支払えるものとし、受託者の請求に基づき、本市から受託者へ支払う。

(イ) 完了払い金

契約内容の業務の履行が完了したことを本市が確認したのち、受託者の請求に基づき、契約金額から前払い金を除いた費用を本市から受託者へ支払う。

オ その他

本業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、本市の責に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理することとする。

10 その他

- (1) 提案書類等の提出をはじめ、契約の締結までにかかる全ての費用は応募者の負担とする。
- (2) 提案書類等については、本業務の受託候補者決定のためのみに使用し、他の目的には使用しない。
- (3) 提案書類等は返却しない。また、提出後の変更、差替え及び再提出は認めない。
- (4) 提案書類等に虚偽の記載をした場合は無効とする。
- (5) 本業務において使用する言語は日本語とし、通貨単位は円とする。
- (6) 契約保証金は不要とする。

11 スケジュール

日程	実施内容
令和7年10月14日（火）	応募受付開始、質問受付開始
令和7年10月21日（火）午後5時	質問受付期限
令和7年10月27日（月）午後5時 〃	質問回答 参加意思確認書提出期限
令和7年10月30日（木）午後5時	提案書類等提出期限
令和7年11月上旬	書面審査（必要に応じてヒアリング）
〃	受託候補者の選定、決定
令和7年11月中旬	契約